

後見制度支援預金

商品名	たかまつしんきん後見制度支援預金	
販売対象	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方	
期間	期間の定めはございません。	
預入	預入方法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
	預入金額	1円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法	<p>随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。</p> <p>①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。</p> <p>②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3か月ごと）で指定金額を定期的に後見制度支援預金から後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。</p>	
利息	適用金利	変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。）
	利払方法	年2回（2月と8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
	計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	<p>利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</p> <p>（マル優の利用はできません）</p> <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>	
手数料	<p>口座管理手数料は無料です。</p> <p>為替手数料について、定期送金振込手数料は当金庫所定の振込手数料が必要です。</p>	
付加できる特約事項	指示書の指示内容による取扱いのみとなります。	
中途解約時の取扱い	—	
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、電話：0120-842880）にお申し出ください。	
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、岡山弁護士会（電話：086-223-4401）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会（東京三弁護士会および岡山弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な香川県の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②岡山県の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。 ・「指示書」の交付申請は被後見人の基本事件が係属する家庭裁判所に行ってください。 ・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキングのご契約はできません。 ・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。 ・「総合口座」のお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行できません。 ・入金・出金は窓口でのお取扱いに限定します（ATMでの記帳は可）。 ・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替えとなります）。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） 	